

犯罪被害者等支援条例を 制定しました



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっちゃん」

令和6年4月1日施行

犯罪行為にあわれた方は、生命や身体への直接的な被害と周囲からの配慮のない言動など二次被害にも苦しめられています。つがる市ではその被害者やその家族を支援するとともに、安心して暮らすことのできる社会を実現するため、「つがる市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

～ 総合的対応窓口 ～

犯罪被害者等からの相談に応じ、支援に関する情報を提供するとともに、市の関係部署や関係機関と調整し、必要な支援を適切に受け取ることができるよう、犯罪被害者等のそれぞれの状況に配慮した対応を行います。

総務部 防災危機管理課 電話 0173-42-2111

～ 経済的支援 ～

犯罪行為によって死亡したり大きなけがを負ったりした場合など見舞金や助成金による支援を行います。

遺族見舞金

- ・重症病見舞金を支給していない場合 30万円
- ・重症病見舞金を支給している場合 20万円

重症病見舞金

- ・1ヶ月以上の負傷又は疾病 10万円
- ※交通事故は除く

心理相談料助成金

- ・心理相談料
上限 1万円/2回まで

転居費用

- ・運送費、敷金、礼金仲介手数料、保証料等
上限20万円/1回まで

その他の相談窓口は裏面をご覧ください。



関係機関・支援団体

総合的な相談窓口

公益社団法人あおもり被害者支援センター

電話

017-721-0783

時間

平日9時～17時まで
(土日、年末年始、休日を除く)

相談内容

- ・相談員による電話、面談
- ・弁護士による法律相談
- ・臨床心理士によるカウンセリング
- ・付添い支援など

性犯罪被害による相談窓口

あおもり性暴力被害者支援センター
(りんごの花ホットライン)

電話

017-777-8349 または #8891

時間

平日9時～17時まで
(土日、年末年始、休日を除く)
上記時間以外は、国のコールセンターにつながります。

相談内容

- ・相談員による電話、面談
- ・弁護士による法律相談
- ・産婦人科等の紹介
- ・付添い支援など

総合的な相談窓口

警察安全相談

- ・青森県警察本部警察安全相談室

電話 017-735-9110 または #9110

- ・つがる警察署

電話 0173-42-3150

時間 24時間対応

相談内容

- ・DV、ストーカー、特殊詐欺、犯罪等による被害の未然防止に関する相談
- ・県民の安全と平穏に関する相談

性犯罪被害に関する相談

性犯罪被害110番

青森県警察本部捜査第一課

電話 0120-89-7834 または #8103

時間 24時間対応

(夜間、土日祝日は対応警察官の性別を選べない場合があります。)

相談内容

- ・性犯罪の被害などに関する相談